

局所排気装置の届出

■局所排気装置の届出について

労働安全衛生法により、局所排気装置は、設置・移設・変更工事開始の30日以上前までに所轄の労働基準監督署に届出を行う必要があります。局所排気装置を設置(移設も含む)する場合は、局所排気装置の設置・移設・変更届出書類一式の作成を、販売・移設の契約業者に依頼し、工事開始予定日の約2ヶ月前までに部局事務担当を通じて、大岡山地区については総務部安全企画課安全管理グループ、すずかけ台地区については総務部すずかけ台総務課すずかけ台安全管理グループへ提出してください。所轄労働基準監督署へ届出を行います。また、届出を行った局所排気装置は、各研究室に法定自主検査の実施をお願いしております。

■局所排気装置の設置・移設・変更 届出書類一覧 届出様式

① 機械等設置・移転・変更届(様式第20号)	別紙1の赤枠のみ記載する。 取扱量は、IASO で登録している有機溶剤及び特定化学物質を記載する。
② 局所排気装置摘要書(様式第25号)	販売業者等に作成を依頼してください。 局所排気を行うべき物質の名称は、1の「機械等設置・移転・変更届(様式第20号)」の種類等と同じ物質を記載する。
③ 局所排気装置計算書	販売業者等に作成を依頼してください。
④ 排気系統図	販売業者等に作成を依頼してください。
⑤ 排気ファンの製品図面	販売業者等に作成を依頼してください。
⑥ 排気ファンの予想性能曲線図(選定書)	販売業者等に作成を依頼してください。
⑦ 局所排気装置の製品図面	販売業者等に作成を依頼してください。
⑧ 局所排気装置設置予定場所(レイアウト)	装置を設置する研究室のレイアウト図 (部屋の寸法及び排気ダクト配管ルート図を記載)
⑨ 建物配置図(周辺図)	各(大岡山・すずかけ台・田町)地区の全体図から設置予定の建物図及び該当階の図面 該当する建物内の該当部屋の図面 (詳細は施設運営部内HPの建物情報閲覧システムにあります)
⑩ 局所排気装置設置等届(部局長→学長宛)	労働安全衛生法第88条に基づく、局所排気装置設置届に関わる手続き依頼書(学内) 任意書式 (様式は総安HPのサンプル参照 作成・提出にあたっては事前に各学院事務等にご相談下さい)

■局所排気装置を廃止する場合(装置の使用を停止する場合だけではなく、他大学へ転出する際に装置を移動する場合にも必要となります。)

① 局所排気装置廃止届	様式任意 (様式は総安HPのサンプル参照)
② 様式第20号の写し	設置もしくは移設した当時の届出の写し

※排気系統図は施設整備課で工事を行ったものについては、施設整備課に確認すること 赤字:教員が作成するもの 黒字:設置業者が作成するもの

■注意事項

- 書類を提出する場合、部局長等名の届出に関する依頼文書を添えて提出してください。
- 労働基準監督署への提出期限を過ぎた場合、「届出遅延理由書」の提出をお願いします。※「届出遅延理由書」は部局長名で学長宛に提出をお願いします。
- 労働基準監督署へ届出を行った局所排気装置は、工事後、労働基準監督署員により検査(制御風速など)が行われますので、立会いをお願いします。
また、届出を行う研究室には、「第1種有機溶剤」等のピクトサインの掲示義務が生じるため、立会いまでには掲示してください。ピクトサインは総合安全管理部門、もしくは各部局事務担当で用意しております。
- 有機溶剤を使用する局所排気装置を使用する場合、標識などにより危険性を周知してください
- 工事開始30日以上前までに労働基準監督署へ届出が無い場合は、労働基準監督署長より改善勧告を受けることとなります。
- 届出に係る事項が法律、規則等に違反する場合、ドラフトの性能が基準を満たしていない場合は、労働基準監督署長より工事の差し止め、設備の使用停止、または計画の変更が命ぜられます。

■連絡先

(大岡山地区) 総務部安全企画課安全管理グループ 内線3409 sog.anz.kan@jim.titech.ac.jp
(すずかけ台地区) 総務部すずかけ台総務課すずかけ台安全管理グループ 内線5918・5919 suz.anzen@jim.titech.ac.jp